

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイド ライン（案）に関する意見募集について

平成30年4月20日
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に策定された成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされたことを踏まえ、これまで行った老人保健健康増進等事業における認知症の人の意思決定支援に関する指針策定のための意思決定に関する研究を基に、今般「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（案）」を作成しました。

つきましては、別紙について、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 御意見募集期間

平成30年4月20日（金）～ 平成30年5月21日（月）（必着）

2 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。
電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

別紙の意見書に必要事項を記入のうえ、次の宛先に郵送してください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室宛て

（3）FAXの場合

別紙の意見書に必要事項を記入のうえ、次のFAX番号に送信してください。

FAX番号 03-3503-2740

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室宛て

3 御意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

また、お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

